

千葉市新基本計画審議会

会 長 轟 朝 幸 様

千葉市長 神 谷 俊 一
(公 印 省 略)

公共事業再評価について（諮問）

このことについて、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年千葉市条例第28号）第2条の規定に基づき、下記事業の再評価を貴会に諮問します。

記

- 1 都市計画道路事業塩田町誉田町線（塩田町）

諮問理由

本市では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、千葉市新基本計画審議会 公共事業再評価部会を設置し、再評価を行っております。

「都市計画道路事業 塩田町誉田町線（塩田町）」については、平成28年度に千葉市新基本計画審議会 公共事業再評価部会を経て、千葉市新基本計画審議会において千葉市の対応方針（案）「継続」に対し、「継続を了承する」とする意見を頂き、事業を継続してまいりました。

このたび、千葉市公共事業再評価実施要領に基づき、再評価実施後、5年間の経過した時点で継続中の事業については、再評価を実施することとしており、事業の再評価を本審議会においてご審議をいただきたく、諮問します。